

令和5年11月15日

鹿児島市保育幼稚園課

認可保育所・認定こども園（保育機能）の土曜日の利用に関するQ & A

No.	質問	回答
1	保育所等（認可保育所・認定こども園（保育機能））はいつ開所していますか。	保育所等は、原則、月曜日から土曜日（祝日を除く）まで開所しており、週6日間の利用ができます。 日曜日と祝日、年末年始は休みですが、休日保育を行っている保育所等も一部あります。 休日保育を行っている保育所等では、日曜日に子どもを預け、月曜日から土曜日の平日に1日保育所等を休むという利用ができます。
2	土曜日に仕事が休みの場合は、預けてはいけないのか。	土曜日にお仕事が休みという理由だけで保育の利用を制限するものではありません。 お仕事が休みであっても、保護者が保育を必要とする場合はご利用いただけます。
3	NO.2の保育を必要とする場合とはどういうものか。	家族の介護・看護や保護者自身の通院、夜勤明けで休養が必要な場合、お仕事がお休みの時にしかできない用事を済ます必要がある場合や育児で疲れた場合など各ご家庭のご事情によるものと考えます。
4	土曜日に保育を利用できるのに家庭での保育の協力を求めるのはなぜか。	保育所等は皆勤賞を目指すものではなく、各ご家庭の保育の必要性に応じてご利用いただくものであり、お仕事がお休みの方が多い土曜日の保育利用は平日と比べて少なくなる傾向にあります。そういったことを踏まえ、保護者の皆さまには以下の理由から事前に土曜日の登園の有無を確認する必要があることへのご理解と可能な範囲での家庭での保育へのご協力をお願いするものです。

No.	質問	回答
4	No. 4つづき	<p>①保育の質の向上</p> <p>保育所等は、質の高い保育を提供するため、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るべく職場内外での研修に取り組んでいます。</p> <p>職員研修は土曜日に行うことが多く、登園者数を事前に把握し、適正な職員のシフトを組むことで、多くの職員が研修を受けることができ、保育の質の向上と保育の提供を両立することができます。</p> <p>②子どもの育ちへの影響</p> <p>子どもにとって家庭は育ちの基盤となる居場所であり、子どもの育ちに大きな影響を与えます。</p> <p>子どもは家庭において、保護者の深い愛情に包まれる中で、自分が守られ、大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいくことができますので、それぞれの家庭で子どもと過ごす時間の持ち方を考えることは重要であると思われます。</p> <p>③保育士の負担軽減</p> <p>土曜日の保育利用状況に合った職員配置を行うことで余裕が生まれ、現場で働く保育士等が働きやすい環境づくりにつながるものと考えております。</p>
5	育児休業中は土曜日に保育所等を利用することはできないのか。	<p>保育所等で提供される教育・保育については、安定した環境で子どもの心身の健全な発達を促す観点から、一貫して継続的な環境でそれらを受けることが望ましいと考えられることから、育児休業中も認定された時間内で保育所等を利用することは可能です。</p>

No.	質問	回答
6	保育所等から土曜日の保育利用を断られることはありますか。	保護者に対して、保育所等側から保育の利用を拒むことは基本的にできません。ただし、適正な職員配置の計画や研修の実施等のために、保育利用の有無を事前に確認することや必要な範囲での利用をお願いすることはできます。

※ Q & Aは必要に応じて随時更新します。